

平成28年度大阪地方最低賃金審議会

第316回総会 会議次第

平成28年7月5日（火） 午後2時00分
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第316回総会

(平成28年度第1回総会)

資 料 目 次

資料 1	大阪地方最低賃金審議会委員名簿 (第44期)	1
資料 2	大阪地方最低賃金審議会運営規程	3
資料 3	特定 (産業別) 最低賃金の審議に関する申し合せ事項	5
資料 4	最低賃金専門部会の審議に関する了解事項 (案)	7
資料 5	特定 (産業別) 最低賃金の改正決定に係る申出状況	9
資料 6	平成28年度特定 (産業別) 最低賃金改正申出に係る審議の流れ (案)	11
資料 7	平成28年度最低賃金審議会審議日程 (案)	13
資料 8	平成28年度地域別最低賃金額改正決定の目安について (諮問文・写し)	15
資料 9	ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定) <関係部分抜粋>	17
資料 10	経済財政運営と改革の基本方針2016 ～600兆円経済への道筋～ (平成28年6月2日閣議決定) <関係部分抜粋>	19
資料 11	日本再興戦略2016―第4次産業革命に向けて― (平成28年6月2日閣議決定) <関係部分抜粋>	23

資料 1 2 - 1	中小企業専門家派遣・相談等支援事業結果	2 5
資料 1 2 - 2	中小企業事業主向け最低賃金ワン・ストップ 無料相談のご案内	2 7
資料 1 3	団体からの最低賃金改正等に係る要請等	
1 3 - 1	全大阪労働組合総連合（大阪労連）からの要請書	2 9
1 3 - 2	関西合同労働組合からの要求書	3 1
1 3 - 3	全日本建設交通一般労働組合大阪府本部 及び同・大阪トラック部会からの要請書	3 5
1 3 - 4	おおさかユニオンネットワーク 及び安心できる介護を！懇談会からの申入書	3 7
1 3 - 5	大阪交通運輸労働組合共闘会議 （大阪交通共闘会議）からの要求書	4 1
1 3 - 6	近畿地方交通運輸産業労働組合協議会、 同トラック部会及び大阪交通運輸産業労働組合 協議会トラック部会からの申し入れ	4 3
1 3 - 7	全大阪労働組合総連合（大阪労連）からの要請書	4 9
1 3 - 8	全大阪労働組合総連合/全国労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	5 1
1 3 - 9	全大阪労働組合総連合/全国労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	5 3
1 3 - 1 0	日本労働組合総連合会大阪府連合会 からの要請書	5 5
1 3 - 1 1	UAゼンセン大阪府支部からの要請書	5 7

大阪地方最低賃金審議会委員名簿 (第44期)

平成28年7月5日現在

	氏 名	現 職	備 考
公 益 委 員	高瀬 桂子	弁 護 士	
	富田 安信	同志社大学社会学部 教授	
	長尾 謙吉	大阪市立大学大学院経済学研究科 教授	
	服部 良子	大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授	
	深井 麗雄	関西大学 非常勤講師	
	水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科 教授	
労 働 者 委 員	井尻 雅之	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長	
	太田 淳	電機連合大阪地方協議会 事務局長	
	上山 智美	ヤマト運輸労働組合西大阪支部 支部副執行委員長	
	櫛田 郁子	万代ユニオン中央執行副委員長	
	楠本 敏久	UAゼンセン大阪府支部 次長	
	中井 寛哉	JAM大阪 書記長	
使 用 者 委 員	近藤 博宣	大阪商工会議所 総務広報部長	
	中井 正郎	公益社団法人関西経済連合会 労働政策部 労働問題担当部長	
	中野 光男	富士精版印刷株式会社 専務取締役	
	西田 正治	大阪府中小企業団体中央会 専務理事	
	古谷 裕子	北港運輸株式会社 代表取締役上席執行役員	
	吉田 博子	有限会社ウサギヤ・アンド・サンズ 専務取締役	

(50音順)

大阪地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 大阪地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、大阪労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、大阪労働局長に通知するものとする。

(小委員会等の設置)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人(労使1人ずつ)が署名するものとする。

2 議事録及び議事要旨並びに会議の資料は、原則として公開とする。ただし、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、非公開とすることができる。

3 前2項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見等の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書等を大阪労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行する。

改正 この規程は、平成14年4月24日から施行する。

平成28年6月23日

特定（産業別）最低賃金の審議に関する申し合せ事項

大阪地方最低賃金審議会運営小委員会は、特定（産業別）最低賃金における審議に関し、下記のとおり申し合せをする。

記

特定（産業別）最低賃金に係るグループ分けについては、平成28年度に、Aグループ（発効日10月31日を目標とする）、Bグループ（発効日11月30日を目標とする）の2グループとすることを確認する。

ただし、Aグループ、Bグループの業種の数については、Aグループ2業種、Bグループ5業種とすることを確認する。

Aグループ 塗料製造業

鉄鋼業

Bグループ 機械・金属製品製造関連産業

電気機械器具製造業

非鉄関連産業

自動車小売業

自動車・同附属品製造業

平成28年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項(案)

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会(以下「地賃部会」という。)において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令(昭和34年政令163号)(以下「令」という。)第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

特定(産業別)最低賃金専門部会

1 特定(産業別)最低賃金専門部会の任務

特定(産業別)最低賃金専門部会(以下「特賃部会」という。)は、特定(産業別)最低賃金(以下「特賃」という。)の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

平成28年度特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る申出状況

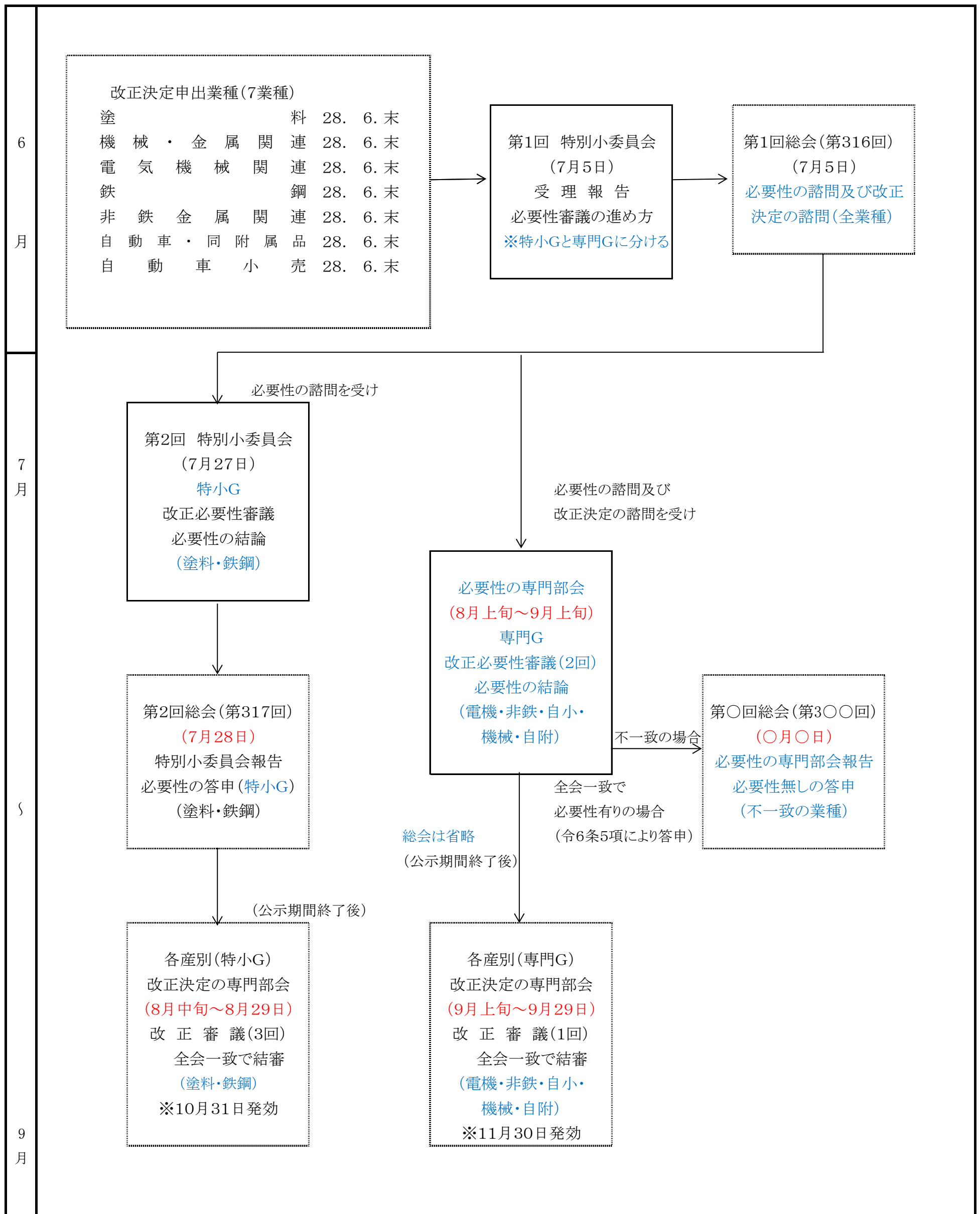
平成28年7月5日現在

(資料5)

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正年月日	申出者	労働者数	合意労働者数(割合)	備考
大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	平成28年2月29日 平成28年6月29日	日本化学工ネルギー産業労働組合連合会 JEC連合大阪地方連絡会 議長 澤田 潤二	1,982	1,031 (52.0%)	労働協約ケース
大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	平成28年2月29日 平成28年6月29日	基幹労連大阪府本部 委員長 今宮 正信 JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男	19,763	6,643 (33.6%)	労働協約ケース
大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	平成28年3月7日 平成28年6月29日	JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 今宮 正信	61,521	22,375 (36.4%)	労働協約ケース
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	平成28年2月29日 平成28年6月29日	JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 松原 弘久	11,155	6,134 (55.0%)	公正競争ケース
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 E2941, 297を除く), 30, L7282)	平成28年2月29日 平成28年6月29日	電機連合大阪地方協議会 議長 山本 一志	58,199	23,696 (40.7%)	労働協約ケース
大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	平成28年2月29日 平成28年6月29日	全電線・住友電工労働組合大阪支部 執行委員長 矢野 和宏 アルミ関連連労協 久恭 議長 西崎 久恭 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	6,282	3,508 (55.8%)	公正競争ケース
大阪府自動車小売業最低賃金 (L1590, 591 (L15914を除く), L7282)	平成28年2月29日 平成28年6月29日	自動車総連大阪地方協議会 議長 松原 弘久	22,324	10,331 (46.3%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、「平成26年経済センサス」、「平成25年工業統計調査」及び「平成19年商業統計調査」から算出する。

平成28年度特定(産業別)最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)
(特小+必要性専門部会)



平成28年度最低賃金審議会審議日程(案)(特小+必要性専門部会)

月	総 会	専門部会等	専門部会委員 推薦公示	意見聴取公示	異議申出公示
5月					
6月		<p>6月23日(木)午前10時 第1回運営小委員会 ・審議会の進め方について 〔特定最賃の必要性審議の方法 目標発効日別A、Bグループ分け〕</p>			
7月	<p>7月5日(火)午後2時 第1回総会(第316回) ・地域別最賃改正決定の諮問 ・特賃の改正必要性及び 改正決定の諮問</p>	<p>7月5日(火)午後1時15分 第1回特別小委員会 ・特賃の改正決定の申出状況 ・審議の進め方</p> <p>7月27日(水)午前10時 第2回特別小委員会 ・特賃(特小G)の改正決定 の必要性の有無の審議</p>	<p>7月5日(火) ～7月13日(水)</p> <p>↓ 〈地域・専門 部会G〉</p>	<p>7月5日(火) ～7月20日(水)</p> <p>↓ 〈地域〉</p>	
	<p>7月28日(木)午前10時30分 第2回総会(第317回) ・中賃の目安を伝達 ・特賃(特小G)の必要性の 答申 ・意見の陳述(地賃)</p>	<p>7月中旬(第2回総会の前) 第1回地域専門部会 ・部長等への選出 ・審議の進め方</p>	<p>7月28日(木) ～8月5日(金)</p> <p>↓ 〈特小G〉</p>	<p>7月28日(木) ～8月12日(金)</p> <p>↓ 〈特小G〉</p>	
8月	<p>8月5日(金)午後3時 (8月4日(木)【期限】) 第3回総会(第318回) ・地域専門部会結果報告 ・地域別最賃改正決定答申</p>	<p>7月下旬～8月4日(木) 第2回～第5回地域専門部会 ・目安を踏まえた審議 ・具体的な額の審議</p>			<p>8月4日(木) ～8月19日(金)</p> <p>↓ 〈地域〉</p>
	<p>8月22日(月)午前【期限】 第4回総会(第319回) ・異議の申出に係る諮問・ 答申 ※9月30日発効</p>	<p>8月上旬～9月上旬頃 必要性専門部会 第1回～結審(全会一致) ・特賃(専門G)の改正決定 の必要性の有無の審議 〔全会一致の場合は、必要性 の答申〕</p>		<p>8月下旬 ～9月中旬</p> <p>↓ 〈専門部会G 必要性有りとな った業種から順 次、公示する。〉</p>	
	<p>8月30日(火)【期限】 第5回総会(第320回) ・不一致審 ※10月31日発 効</p>	<p>8月中旬～8月29日(月) 各特賃(Aグループ) 第1回～結審(全会一致) 改正決定の専門部会 改正審議 ※10月31日発効</p>			<p>8月30日(火) ～9月14日(水)</p> <p>↓ 〈Aグループ〉</p>
9月	<p>9月15日(木)午前【期限】 第6回総会(第321回) ・異議審 ※10月31日発効 ・必要性不一致の場合の報 告・答申</p>				
10月	<p>9月30日(金)【期限】 第7回総会(第322回) ・不一致審 ※11月30日発 効</p>	<p>9月上旬～9月29日(木) 各特賃(Bグループ) 第1回～結審(全会一致) 改正決定の専門部会 改正審議 ※11月30日発効</p>			<p>9月30日(金) ～10月17日(月)</p> <p>↓ 〈Bグループ〉</p>
	<p>10月18日(火)午前【期限】 第8回総会(第323回) ・異議審 ※11月30日発効</p>				

赤字の日程は、地域9月30日発効、特賃A10月31日発効、特賃B11月30日発効を遵守するとした場合の期限等

⑤

厚生労働省発基 0614 第 1 号
平成 28 年 6 月 14 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について、ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求めらる。

ニッポン一億総活躍プラン
(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
〈関係部分抜粋〉

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(1) 経済社会の現状

(アベノミクスの成果)

3年間のアベノミクス(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)は、大きな成果を生み出した。国民総所得は40兆円近く増加し、国の税収は15兆円増えた。日本企業の収益は、史上最高の水準に達している。その企業収益は、着実に雇用や賃金に回っている。就業者数は100万人以上増え、政権交代前は、ほとんど行われなかったベースアップが、3年連続、多くの企業で実現する見込みとなっている。失業者は60万人程度減り、失業率は3.2%と18年ぶりの低水準で推移し、有効求人倍率は24年ぶりの高水準である。物価は反転し、2年連続で上昇している。GDPデフレーターは9四半期連続でプラスが続き、GDPギャップはマイナスであるが縮小傾向にある。(中略)

(2) 今後の取組の基本的考え方

(一億総活躍社会の意義)

アベノミクスの第2ステージは、この少子高齢化の問題に真正面から立ち向かう。日本経済に更なる好循環を形成するため、旧三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦する。少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。

これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人々が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される(包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環)。

(中略)

(新たな三本の矢)

誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という強い大きな目標を掲げ、この3つの的に向かって新しい三本の矢を放つ。(中略)

(成長と分配の好循環の形成)

強い経済、「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。成長か分配か、どちらを重視するのかという長年の論争に終止符を打ち、「成長と分配の好循環」を創り上げる。これは、日本が他の先進国に先駆けて示す新たな「日本型モデル」と呼ぶべきメカニズムである。

アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。新たな第二・第三の矢により、子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようにすることで労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図る。賃上げを通じた消費や民間投資を更に拡大し、成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産性向上を促し、さらに経済を強くする。新たな第二・第三の矢があって、新たな第一の矢が成り立つ。

他方で、子育て支援を行うにも、社会保障を充実するにも、強い経済が必要である。新たな第一の矢による成長の果実なくして、新たな第二の矢と第三の矢は放つことができない。つまり、新・三本の矢は、三つすべてがそろっていないと意味がない。まさに三本あわせて究極の成長戦略となるものである。

そして、こうした成長と分配の好循環を形作っていくためには、新・三本の矢に加えて、これら三本の矢を貫く横断的課題である働き方改革と生産性向上という重要課題に取り組んでいくことが必要である。(中略)

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

最大のチャレンジは働き方改革である。多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。

(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)

(中略)

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

(以下、略)

経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～
(平成28年6月2日閣議決定)
<関係部分抜粋>

第1章 現下の日本経済課題と考え方

(中略)

2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ

(1) アベノミクス「新・三本の矢」の一体的推進

アベノミクス「三本の矢」は、市場の期待を動かし、日本経済をデフレではない状況に変え、企業収益を高め、国民の雇用と所得を拡大した。

「新・三本の矢」は、この好循環を一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すものである。国民一人ひとりの、働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていく政策パッケージである。

第一の矢の600兆円経済の実現を通じて、生産性革命、イノベーションが促され、健康長寿や子育て支援サービス分野等で国民のニーズに応える付加価値の高い財・サービス、新たな投資、質の高い雇用が生み出され、産業構造が変革される。国民一人ひとりの生活の質を上げるとともに、国民所得の拡大を生み出す。

第二の矢の希望出生率1.8、第三の矢の介護離職ゼロの実現は、国民一人ひとりの希望の実現を支え、人口減少・高齢化が醸成している将来不安を払拭し、日本の経済社会の持続的成長力を高める。働き方や教育の仕組みを変え、日本の将来を担う世代、支援を必要とする人を社会が支え、社会参加・社会貢献を拡大する。

「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、「成長と分配の好循環」を実現する。生産性の高い企業活動を実現し、収益を更に拡大する。働き方や学び、福祉など、各場面で選択肢を広げる。こうした分配面の強化は日本経済の成長力を更に拡大させる。(中略)

3. 600兆円経済に向けた道筋の基本的考え方

「新・三本の矢」は、一億総活躍の考え方の下、「国民の希望の実現」を支えることを中核として、新たな需要と供給を生み出すと共にその成果を国民一人ひとりに分配することにより好循環を強化するものである。その結果として、実質2%、名目3%程度を上回る成長の実現がより確実になる。

具体的には、まず、働きたいという国民の希望の実現に向け取り組むことによ

り労働供給の増加が生まれる。同時に、賃金や最低賃金の上昇を支えることにより、分配面において雇用者所得が着実に増加する。(中略)

第2章 成長と分配の好循環の実現

(中略)

2. 成長戦略の加速等

(中略)

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

(中略)

② 中堅・中小企業・小規模事業者支援

中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。加えて、先駆的な取組を行う商店街への支援、地域金融機関等との連携による成長産業への円滑な労働移動支援等を行う。

政労使合意の浸透を図るとともに、大企業へのヒアリングの実施、下請法等の運用強化、下請取引ガイドラインの充実・普及により、「良い品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行を定着させること等を通じ、下請等中小企業の取引条件の改善を図る。

中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期しながら、金融機関と事業者が共に経営改善や生産性向上等に今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しに係る詳細設計を進め、本年度内を目途に制度的対応等について結論を得る。(中略)

3. 個人消費の喚起

人口減の下にあっても需要先細り懸念にとらわれることなく、少子化、高齢化、グローバル化などの時代の変化に対応する必要があるにもかかわらず顕在化していない潜在需要を発掘することにより、国民が求める新たな財・サービスを生み出すとともに、実質所得の向上、家計や企業の先行き不安の払拭、歳出改革や経済再生による歳出抑制効果を現役世代に還元する仕組みの構築、消費者マインドの喚起に取り組み、個人消費や設備投資を喚起する。

(1) 賃金・可処分所得の引上げ等

近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要が

ある。平成 28 年春季労使交渉において、多くの企業において 3 年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成 29 年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。

最低賃金については、年率 3 % 程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円となることを目指す。

これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。

(以下、略)

日本再興戦略 2016—第4次産業革命に向けて—
(平成28年6月2日閣議決定)
<関係部分抜粋>

第1 総論

I 日本再興戦略 2016 の基本的な考え方

(成長戦略第二ステージの使命)

アベノミクス第一ステージでは、これまでタブー視されてきた電力、農業、医療などの分野の「岩盤規制」に切り込むとともに、法人実効税率の抜本的引下げやTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の署名、コーポレートガバナンスの強化など、「できるはずがない」と思われてきた改革を断行してきた。我が国での事業展開の足かせとなっていた、いわゆる「六重苦」は、劇的に改善してきている。実際に、政権交代以降、名目GDPは約30兆円、就業者数は100万人以上増加し、企業収益は史上最高の水準に達している。回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指していく。

しかしながら、民間企業の動きは、いまだ本格的なものとなっていない。我が国は、世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入し、需給両面で大きな課題に直面する。世界では、先進国経済は新たな需要創出も潜在成長力も伸び悩む「長期停滞論」が指摘され、好調であった中国等の新興国経済も勢いを失っているなど、先行きに不透明感が高まっている。

これを乗り越えて、GDP600兆円を実現するためには、企業が、豊富な内部留保を設備・イノベーション・人材といった未来への投資に積極果敢に振り向けることが不可欠である。このため、

- ①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、
- ②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、
- ③新たな産業構造を支える「人材強化」、

の三つの課題に向けて、更なる改革に取り組むことが求められる。これこそが、成長戦略第二ステージの新たな使命である。(中略)

第2 具体的施策

(中略)

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

(中略)

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

(中略)

2-2. 働き方改革、雇用制度改革

(中略)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少がもたらす供給制約に対応し、引き続き持続的な成長を実現するため、労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立を図りつつ、生産性の高い働き方の実現や、多様な働き手の参画に向けた働き過ぎ防止について、取組を強力に推進する。

i) 働き方改革の実行・実現

(中略)

⑤ 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。

(以下、略)

専門家派遣・相談等支援事業実施結果

大阪局(平成28年3月末日現在)

	相談件数		専門家派遣件数	
		前年同期		前年同期
大阪府総合相談支援センター	136	603	66	91



ワン・ストップ 無料相談のご案内

大阪労働局雇用環境・均等部企画課

電話 06-6941-4630

悩んでおられませんか

賃金制度の見直しはどうすれば……？

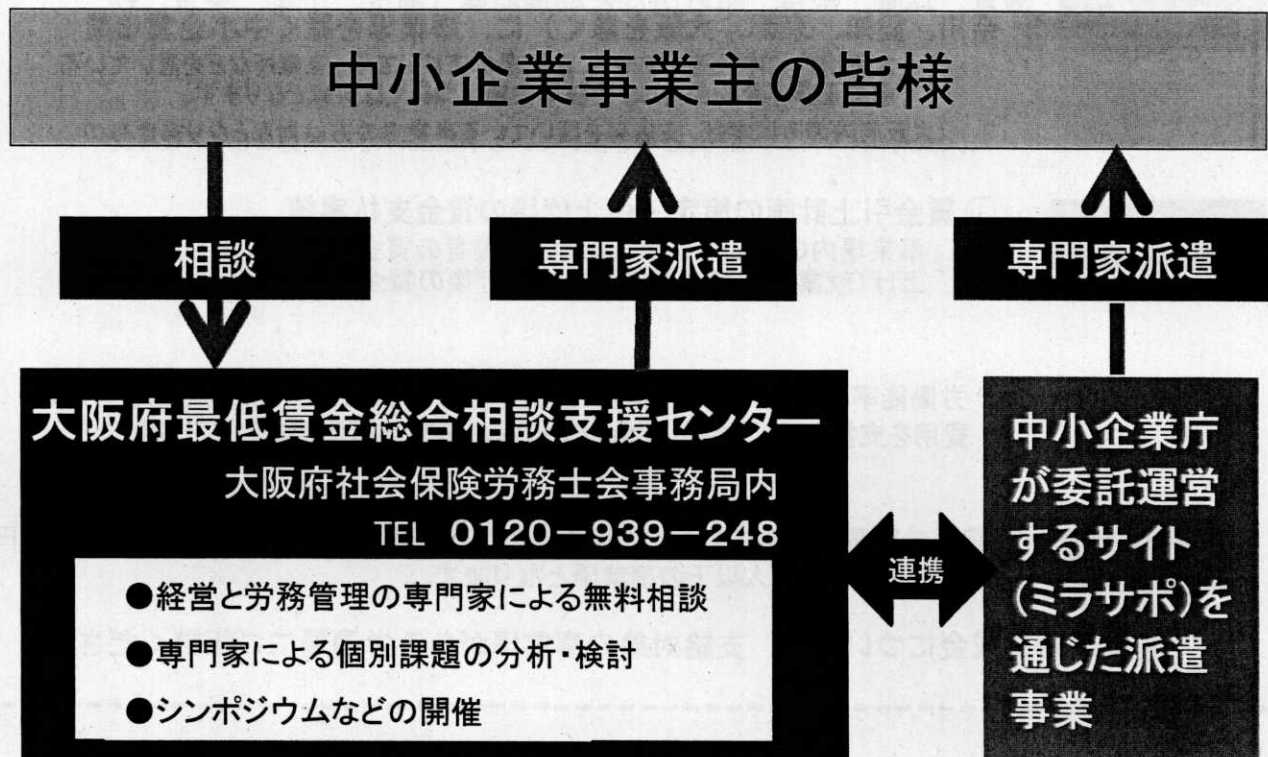
生産方法や販売方法を改善したい……！

■ 経営課題と労務管理の相談をワン・ストップかつ無料で提供します

最低賃金の引上げによる影響を受ける中小企業事業主の皆様を支援するため、さまざまな経営面、労働面の課題を明らかにし、問題解決を支援するためのワン・ストップで無料の相談窓口として、大阪府最低賃金総合相談支援センターを設けております。

ぜひ、ご利用してください。まずは、相談支援センター窓口へ！ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

中小企業専門家派遣・相談等支援事業



専門家の派遣も無料です！



● 経営課題に関する相談の例

- ① 販路開拓
- ② 新規事業
- ③ 技術指導
- ④ 資金調達
- ⑤ マーケティング
- ⑥ IT活用による経営力強化
- ⑦ 支援制度のご案内など

● 労働条件管理に関する相談の例

- ① 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- ② 就業規則(賃金規定等)の改正
- ③ 高齢者雇用
- ④ 人材育成
- ⑤ 労働安全衛生対策
- ⑥ 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

大阪府最低賃金総合相談支援センター

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-12天満橋SEビル4階
大阪府社会保険労務士会事務局内
TEL 0120-939-248
FAX 06-4800-8177

※全国最低賃金総合電話相談センターは廃止されました

業務改善助成金

このほか、中小企業事業主の皆様を支援するため業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)を設けております。

支給対象

滋賀、兵庫、奈良、和歌山など40道府県(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪を除く)に、事業場を置く中小企業事業

※ 大阪府内に本社等があつて、上記県に支店、工場、営業所などを置いている中小企業事業主の方は、当該事業場については対象となります。

(大阪府内のみに本社、支店等を置いている事業主の方は対象となりません。)

支給の要件

① 賃金引上計画の策定・引上げ後の賃金支払実績

事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を60円以上引き上げ(就業規則等に規定)、引き上げ後の賃金支払実績

② 労働能率の増進に資する機器・設備を導入することにより業務改善を行い、費用を支払うこと、解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと 等

支給額

上記②の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)上限額は100万円

※ 企業規模30人以下の事業場となります。

業務改善助成金については、支給対象の事業場がある労働局にご相談ください。

2016年1月20日

大阪労働局長 殿

全大阪労働組合総連合（大阪労連）

議長 川辺 和宏

労働者保護の立場で労働法制規制強化を求める要請書

日頃は、府民生活の向上のためにご努力いただき敬意を申し上げます。

さて、安倍政権は「成長戦略」の柱に、労働分野の規制緩和をすえ、「世界で一番企業が活躍しやすい国」にすることを目的に、労働者派遣法の大改悪、残業代ゼロ（高度プロフェッショナル労働制・裁量労働制の拡大）解雇の自由化や「限定正社員制度」、有期雇用規制の緩和、「特区制度による労働基準の破壊」など、労働法制の大改悪「雇用破壊」を推進しようとしています。

労働基準法をはじめとする労働諸法制は、本来、労働者保護のための法制度です。しかし、これらの改悪法案はその原則を逸脱し、雇用破壊をさらに推し進め、労働者の権利を踏みにじるもので、断じて許されません。

現在、労働基準法を守らない事業所や会社が多く、労働者を使い潰すブラック企業が大きな問題となっています。働くルールが守られない中で、未払い賃金、過労死、パワハラなど立場の弱い労働者の権利が奪われています。

こうした事態を変えていくためには、労働者保護を重視した労働法制の強化が必要です。すべての労働者が憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるように、以下の課題の実現を要請します。

記

- 1、最低賃金違反の事業所への指導を強化すること。
- 2、募集内容と異なる働かせ方をするなど、度重なる労働基準法違反の事業所を公表し、ハローワークでの募集を取り扱わないこと。
- 3、過労死をなくす観点から、36協定の特別条項を廃止すること。
- 4、労働者保護行政を推進する立場から、「労働時間規制の適用除外の拡大」は行わず、規制強化をはかること。
- 5、労働者派遣法改正による職場の状況を把握し、公表すること。
- 6、雇用均等室の縮小・廃止を行わないこと。

以上

2016年2月16日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿
大阪労働局 中沖 剛 殿

最低賃金に関する要求書

関西合同労働組合
執行委員長 石田勝啓

私たちは、以下のとおり最低賃金を1,500円にするよう要求します。

1 生存権保障の役割を果たさない最低賃金の現状

(1) ワーキングプアを拡大する最低賃金

大阪府下ではこの間、2011年を除いて最低賃金は10円以上のアップが行われ、現在の最低賃金は858円となっています。しかし、年収にすると1,789,445円にしかならず、最高額の東京の907円でも年収換算で1,891,639円にしかなりません。

年収200万円以下がワーキングプアといわれていますが、パートや非正規雇用のハローワークの求人票を見ても賃金は時給換算で最低賃金とほとんど同額になっていることを考えると、858円(大阪)や907円(東京)の現行額ではワーキングプアを拡大再生産しているといわざるをえません。

(2) 最低賃金制度はその役割をもっと果たすべきである

年収換算で200万円に達するためには最低賃金は959円になることが必要です。今、ワーキングプアといわれる年収200万円未満の労働者は年々増加を続け、2014年には1,139万人となり、全労働者の24.0%、女性労働者では実に42.9%にも及んでいます。

労働者の生存権を保障する役割を持つ最低賃金制度には、ワーキングプアの拡大に歯止めをかける役割が求められているというべきです。そのためには最低賃金は少なくとも959円以上でなくてはならず、後述するとおり労働者が人らしく生きるためには少なくとも最低賃金は1,500円にする必要があると考えるものです。

2 異様な格差拡大について

今、日本は富める者がますます富み、貧しい者がますます貧しくなる異様な社会に急速に変質しつつあります。野村総合研究所は2014年11月、1億円以上の純金融資産を持つ富裕層は2012年から2年間で24.3%も増加し101万世帯になったと発表しました。日本の富裕層の数はアメリカ、中国に次いで第3位になっています。

他方、働く貧困層としてのワーキングプアは前述したとおり、増加の一途をたどっており、賃金はますます下がっています。

(1) 正規雇用から非正規雇用への置き換えの激しい進行

雇用構造実態調査によれば、2014年10月1日現在で正社員以外の労働者の割合は実に39.8%、約4割にも達しています。昨年9月に大改悪された派遣法によって今後正規雇用から非正規雇用への置き換えはさらに激しく進んでいくことは明らかです。

(2) 低下し続ける賃金

毎月勤労統計調査によれば、現金給与総額は1997年の371,670円から減少を続け、2014年には55,000円余も低い316,567円にまで下がっています。また、実質賃金も4年連続でマイナスとなっています。

さらに、賃金構造基本統計調査によれば、非正規雇用労働者はもっと劣悪で、正規雇用労働者以外の賃金は正規雇用労働者に比べて37.6%（約4割）も低くなっています。つまり、雇用の著しい不安定化と低賃金化が労働者に襲いかかっているのです。

(3) 若年層の自殺がG7でトップ

内閣府2012年版「自殺対策白書」によれば、15歳から34歳の自殺率は「先進」7カ国の中で日本がずばぬけて高い数値を示しています。ドイツの2倍以上、イタリアの3倍以上です。日本社会の閉そく感は異常に強まっているといわざるをえません。

社会の富は労働者が作り出しているのに労働者には配分されず、一部の富裕層にますます配分されていく社会へとつくり変えられ、それがますます加速しているといわざるをえません。若年層の自殺率が「先進」7カ国でトップという事態は「富裕層たる1%が貧しい99%を自殺に追い込むという階級的攻撃である」という唐鎌直義・立命館大学教授の指摘は鋭いものがあります。

(4) 増え続ける「非正規ミドル」

2016年2月4日の朝日新聞が報道するように、就職氷河期世代の35歳から44歳の労働者も悲惨な状況に落とされたままになっています。記事にあるように雇用破壊の下、非正規の職から抜け出せず、人らしく生きる希望を奪われています。

3 すべての世代、とりわけ若い世代が希望を持てる社会にしていくために

今、死活的に求められていることは富の再配分です。ますます強まる社会の閉そく感に対し、若い世代を中心に最低賃金1,500円を求める怒りの声も生まれてきています。

労働者の生存権を保障する最低賃金制度には富の再配分という機能もあるはずですが、1959年に成立した最低賃金制度は戦後復興から高度経済成長という当時の日本社会を前提にして設計されてきましたが、50年以上経過した今、最低賃金制度は富の再配分という視点からもその役割を考えるべき時代が到来しているというべきです。

労働者の生存権を守るためには富める者から貧しい者への富の再配分が不可欠です。富の偏在を是正するためには最低賃金を1,500円にしてもまだまだ足りないのが実態です。しかし、私たちは富の偏在を是正させていく第一歩として、最低賃金を1,500円にするよう、ここに要求します。

2016年3月14日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿
大阪労働局 中沖 剛 殿

追加要求書

関西合同労働組合
執行委員長 石田勝彦

2月16日の要求書提出の際、別途追加の要求書を提出することを伝えていましたが、下記のとおり、要求事項を追加します。

- 1 最低賃金法の特例項目（産業別最低賃金）についての説明と見解を求めます。
- 2 運輸・海上コンテナ輸送における労働条件について
組合としては労働条件（賃金など）の悪化・悪質化に直面していますが、現状認識の把握と見解を求めます。
- 3 産業別最低賃金に介護労働者を加えることを求めます。
- 4 高齢者雇用法について
 - ① 基本認識を求めます。
 - ② 法の2013年改正に伴う「経過措置」についての見解を求めます。
- 5 大阪での国際戦略特区について
 - ① この間の雇用センターでの活動内容について報告を求めます。
 - ② 今回の家事労働などへの「外国人」労働者導入についての経過とガイドラインについて報告を求めます。
- 6 シルバー人材事業について基本見解を求めます。
シルバー人材事業が介護事業に委託・派遣などで参入することについての見解を求めます。
- 7 労基法90条について
組合としては使用者がその実施認識が欠如して事態に多く直面しています。
 - ① 90条の周知について労働局はいかなる指導を行っているのか説明を求めます。
 - ② 労働者代表の意見を聞くとはどういうことを示すかについて基本認識を求めます。
 - ③ このことについて監督行政はいかなる指導を行っているか説明してください。

2016年2月22日

厚生労働省大阪労働局
局長 中沖 剛 殿

全日本建設交運一般労働組合大阪府本部
執行委員長 山村 光太郎

同・大阪トラック部会
部会長 山村 光太郎

トラック運転者の状態改善を求める要請書

貴局の安全・安心な交通運輸行政に関わる日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、国民生活や経済活動に重要な役割を物流の現場で支えるトラック運転者の賃金・労働条件は悪化の一途をたどり、全産業平均を大きく上回る長時間労働と低賃金構造は一向に改善されません。このことが重大事故と人員不足にも結びついています。また、中小事業における経営は、運賃競争の激化や燃料代の高騰などにより深刻さは増しています。

こうした状況を踏まえて貴局に対し下記のとおり要請しますので、善処ある対応を重ねてお願いします。

記

1. 自動車運転者の「改善基準告示」について、ILO 第 153 号条約や同第 161 号勧告の水準を下回らないようにされること。また、改善基準告示の法制化に尽力されること。
2. 大阪での道路貨物運送業（トラック運輸）の産業別最低賃金（特定最賃）法制度化の新設等について、最低賃金法第 1 条の趣旨に基づいた内容に改正されるよう尽力されること。
3. トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪地方協議会の議論の到達点についてお聞かせ下さい。
4. トラック事業者による法令遵守と安全運行の確保にむけ、貴局本省と連携して監査体制を強化されること。そのための人員を確保されること。

以上

2016年3月17日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
大阪労働局 局長 様

大阪市北区天満 1-6-8 六甲天満ビル 201 号室

電話・ファックス 06-6355-3101

おおさかユニオンネットワーク

代表 垣沼 陽輔

大阪市港区南市岡 3-6-26 NPO みなと合同ケアセンター内

電話 06-6583-4880 ファックス 06-6583-1122

安心できる介護を！懇談会

連絡担当者 大野 ひろ子

同 川口 浩一

質問及び申入書

- 1 貴局が、労働者のために、「①誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保、②健康が確保され安全で安心な職場の実現及び③誰もが活躍できる労働環境の整備」を目標にして、日々、労働行政にご尽力されていることに敬意を表します。
- 2 さて、「おおさかユニオンネットワーク」は、1990年に結成された関西の労働組合のネットワーク組織で、20数組合が参加しています。「安心できる介護を！懇談会」は、おおさかユニオンネットワークに参加する労働組合、介護事業者等の様々な団体や介護職員が参加して、高齢者・障がい者が安心して介護を受けられる介護制度の在り方について、そして、介護事業者・介護労働者が介護の質を確保しながら安定的にサービスを提供できる労働条件及び労働環境について、検討しあい、「安心できる介護」の実現を目指して活動するネットワーク組織です。
- 3 介護事業においては、人材不足が深刻な社会問題となっています。施設・設備があっても職員を確保できず、予定どおり稼働できないという実態があちこちで生じています。その最大の要因が、全産業平均と比べて月額11万円も低い低賃金及び過酷な長時間労働という劣悪な労働条件・労働環境にあることは明らかです。こうした劣悪な労働条件・労働環境が虐待発生の大き

な要因ともなっています。

- 4 国も、処遇改善加算給付金や介護報酬に処遇改善加算を設ける等して、介護・福祉労働者の労働条件向上の対策をとってはきましたが、めざましい効果はみえません。逆に、2015年4月から介護報酬の大幅引き下げを行ない、「介護事業者の倒産件数が過去最多を記録する」という事態を招いているありさまです。
- 5 また、介護保険制度においては、要支援者に対する介護保険給付にかわり、各介護保険者（市町村）による地域支援事業（新総合事業）の実施が予定されています。これに関連して介護労働者の労働条件等の処遇問題について、当事者・関係者から多くの不安の声や要望が上がっています。
- 6 上記事情を踏まえて、「大阪府の介護事業所の労働条件等の処遇改善問題について」下記の質問及び申入れを行ないますので、ご検討をよろしく願います。

記

- (1) 上記のとおり、介護労働者の賃金は全産業平均より月額11万円低いといわれ、介護保険報酬における介護職員処遇改善加算によっても賃金改善の実感がないという労働者が大半です。

貴局は、2015年度（平成27年度）「行政運営方針」において、「介護分野における雇用管理改善の推進」を掲げ、「特定労働分野における労働条件確保対策の推進」として具体的に「介護労働者」を挙げて言及しています。

貴局が、大阪府内の介護事業所における労働条件等の介護労働者の処遇の現状について、どのように把握・認識されているのかご教示ください。

- (2) ①低賃金かつ過酷な長時間労働が介護事業所の人手不足の最大の原因であること、②低賃金と長時間労働の悪循環が虐待発生の最大の要因であること、及び③人材確保のためには賃金・労働条件改善が急務であること、以上3点は、社会全体の共通認識になりつつあると思いますが、貴局の見解をうかがいます。
- (3) シルバー人材センター制度においては、すでに介護保険事業への参入がなされています。しかし、シルバー人材センター制度が扱う仕事は、「臨時的・短期的、軽易な業務」とされているのに対し、介護保険制度においては、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態と

なり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」という専門的業務が前提とされています。

シルバー人材センター制度における安易な介護保険制度への参入は、上記趣旨を規定した「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第41条及び「介護保険法」第1条に反するとの疑念をぬぐえません。

貴局の見解をうかがいます。

(4) 家事代行サービスへの外国人労働者の受入れが国家戦略特区の神奈川県で、続いて大阪府でも認められたと報道されています。国家戦略特区として大阪府において具体的にどのような労働法関連等の規制が緩和され、どのようなことができるようになったのか教えてください。

(5) 外国人の家事労働者に対しては、人権侵害が国際的な問題となっています。国際労働機関の家事労働者の権利を守る条約を批准していない日本が、労働者保護の法的規制を緩和した特区において外国人の家事労働を受け入れることに大きな不安と懸念を禁じ得ません。

大阪労働局としての基本的見解をうかがいます。

(6) 介護保険制度で新たに開始される上記地域支援事業（新総合事業）において、サービス提供者を専門職以外の労働者に置き換えていけば、介護労働者の賃金・労働条件はさらに悪化していくとの不安の声があがっています。シルバー人材、外国人労働者、さらには、介護労働者よりも低賃金の家事代行業者等への委託を進めれば介護労働者の賃金は改善どころか「値崩れ」を起こしかねません。

この点についての貴局の見解をお聞かせください。

(7) 介護労働者の賃金水準引上げのため、介護事業分野において、特定（産業別）最低賃金を決定するよう強く求めます。

(8) 介護労働者の労働条件等の処遇改善のために貴局独自の施策を要請します。

以上

2016年3月24日

厚生労働省大阪労働局
局長 中沖 剛 殿

大阪交通運輸労働組合共闘会議
(大阪交運共闘会議)

議 長 南 修 三

交通運輸労働者の労働条件改善を求める要請書

厚生・労働の各分野にわたる貴職のご奮闘に敬意を表します。

さて、交通運輸産業に従事する自動車運転者の労働時間について、貴局は全産業労働者と比較しても長時間労働の実態がみられ、運輸業における労働時間の改善について引き続き取り組むべき重要な課題であると、数年来、回答されていますが、異常な低賃金や健康破壊をもたらす長時間労働は改善されません。こうした状態が続く下、交通運輸の根幹である「安心・安全」の劣化とともに、尊い人命が犠牲になる軽井沢スキーツアーバス転落事故が発生しました。また、北陸道小矢部川 SA での激突事故、関越道事故に代表される居眠り運転事故や一般路線バスでの意識喪失による事故も後を絶ちません。さらに、貨物運送事業の交通事故も高止まりしたままで、脳・心臓疾患や精神障害等での「過労死」も他産業と比較して突出した状態がつづき、改善されません。

事故の多くは、長時間不規則勤務による過労が原因である可能性が高く、過労死認定基準以上の労働を容認している「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、「改善基準」という。)がある限りこのような重大事故は起こり続けます。また、旅客自動車運送事業に従事する労働者の高齢化や貧困化問題は、利用者の安心安全の確保に懸念が生じる問題です。公正競争の確保とともに人命を預かる業務(バス、タクシー)であることを鑑みると特定(産業別)最低賃金制度の確立が必要です。

貴職に於かれては、苛烈な状態に於かれている交通運輸労働者の労働条件改善に向け適切な諸施策を実行されるよう要請致します。

記

1、「改善基準」を下記の過労死認定基準以下に改定し法制化すること。

① 拘束時間、現行「1日最大16時間、16週間までは、4週間を平均して

1週間あたり71.5時間まで延長可能(1か月310時間41分)」を「1日13時間以内、1か月240時間(トラック248時間、タクシー日勤238時間)以内」とし「年間休日105日以上」とすること。

- ② 休息期間は、8時間の睡眠を確保するためにも現行の「8時間」を「11時間以上」にすること。
- ③ 運転時間、現行「2日を平均して9時間、4週を平均して1週間当たり44時間」を「1日7時間以内」とすること。
- ④ 連続運転、現行「4時間」を「2時間以内」とし、1回につき「15分以上」の休憩を確保すること。
- ⑤ 休日労働2週間に1回(連続勤務13日)を、夜行運行連続2日まで。夜行運行がある場合連続勤務最大5日、4週8休。夜行運行がない場合原則5日最大6日4週6休とすること。

2, JRでは事業計画の遂行に必要な運転者の選任ができていない。職場では運転者不足から休日労働が恒常化し1週間以上の連続勤務が行われている。人命を預かる業務であることを考慮し、7日に1度の休日付与を行うよう指導すること。また、就業規則で制定されている運転者の実労働(乗務)時間が、ほとんどの行程で特例運用となっている。さらに、改善基準でも休憩等を確保しなければならないとあるが、駅での改札時間の10分を休憩等とし分割付与している。しかも先行便の発車遅れや回送遅れで連続10分を確保できない状況が頻発している。連続して休憩等が取れる場所での休憩を指導すること。

3, 臨検監督等で認知した近年の「改善基準」の違背件数と傾向を明らかにされたい。

4, 道路貨物運送業の産業別最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申通りとなっていることから関係労使のイニシアティブが重要であるとのことだが、所管行政として法制度化の新設等に向け議論が醸成されるよう尽力されたい。

5, 交通運輸産業が規制緩和されて以降、法令遵守姿勢を欠く事業者が少なく、事業の安全確保を担保する厚生労働行政の専門性を有する職員や労働基準監督官など、早期に人員を増員し実効性がある監督体制を強化されたい。

以上

2016年 4月 12日

厚生労働省
大阪労働局
局長 中 沖 剛 殿

2016年度 交通運輸産業政策制度要求申し入れ

近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

議長 松 延 博 道

近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

トラック部会

部会長 園 田 龍 一

大阪交通運輸産業労働組合協議会

トラック部会

部会長 西 口 善 昭

日頃の運輸行政推進にご尽力されていますことに、心より敬意を表します。

さて、トラック運輸産業は、「行き過ぎた規制緩和」以降、小規模事業者の参入が大幅に増加し、貨物輸送量の減少が続く中で、事業者間の競争激化、ドライバー不足や高齢化するドライバーの問題、そして他産業との年収の格差拡大と余りにも課題が山積しています。その結果、既に自助努力が限界に達しており、多くの事業者が存続の危機に直面しています。

このような中、2019年4月1日の施行とされている改正労働基準法案への対応に向けて、国土交通省と厚生労働省が連携して、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央と各都道府県で設置されました。今後、4年間にわたり協議が進められますが、輸送秩序の確立・適正運賃の収受はもとより、長時間労働の改善に向けた一歩となるものと期待しています。

私たち近畿交運労協トラック部会は、トラック運輸産業の労働組合として、産業の健全な発展、そして働く者の生活の安定と地位向上を希求しています。そのためには、輸送秩序の確立や公正競争の確保はもとより、適正運賃の収受や過重な負担の軽減により業界の底上げをはかることが、労使を挙げての課題であると認識しています。

つきましては、以下のとおり「2016年度交通運輸産業政策制度に関する要請」を取りまとめましたので、申し入れ致しますので業界の発展と社会的地位向上に向け、各段のご尽力をいただきますようお願い申し上げますとともに、本申し入れに際しご回答いただきますようお願い致します。

記

1. 「改善基準告示」の法制化と労働関係法制の見直しについて

改善基準告示については、自動車運転者の労働時間その他の労働条件の改善という原点に立ち返り、ILO第153号条約の概念と共通するEU規則やEU指令の適用国の事例も参考に、法律化と厳格な適用をはかられたい。

(1) 休息期間を労働基準法および労働安全衛生法に規定し、その違反に対しては罰則を科されたい。

なお、期間の設定に際しては、1日を単位とする休息期間（少なくとも8時間以上）とあわせて、隔日勤務等の勤務形態や変形労働時間、休日を考慮し、1週・2週間あるいは1カ月あたり等を単位とする期間を設定されたい。

(2) 現状において、労働基準法第36条第2項の厚生労働大臣の定める基準は限度基準告示とされており、同告示では、第5条第2号で自動車の運転の業務は適用除外とされている。これを、同業務は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示による、と明示するよう改正されたい。

(3) 労働基準法第40条および同法施行規則第32条で規定される「長距離に

わたり継続して乗務するもの」のうち、自動車の運転に関わる者の休憩時間に関する規定は、改善基準告示の連続運転時間経過後の運転中断中に貨物の積み降ろしが行われる実態等もふまえ、第2項と同様に、休憩時間相当の場合に限るものとされたい。

- (4) トラック運輸産業は、改善基準告示があるが故に、これまで各産業における総労働時間短縮の取り組みから取り残されてきたもので、過労死認定基準を超える長時間労働を許容する水準が、加重労働による精神疾患や過労による事故・災害を招き、総労働時間短縮の阻害要因ともなっている。

また、改善基準告示を遵守できないケースの多くには、その上限を前提にダイヤ等の設定がなされていることに原因があり、ひとたび交通渋滞等が発生すると、たちまち告示違反となる状況に陥る実態にある。

については、改善基準告示の拘束時間の上限の短縮に取り組まれたい。同時に、時間外労働の短縮に向けた業界としてのダイヤ設定上の目標値（法的拘束力のない拘束時間と36協定の目標値）を官労使で設定するなど、拘束時間上限へのマージンを設定されたい。

- (5) 歩合給中心の賃金体系では、繁閑で大きく収入が異なり、さらに、病気や怪我により収入が著しく変動することとなる。労働時間管理もなされていない完全運賃歩合制（出来高制）や、個人償却制度・運行時間外手当など、判例で無効とされた賃金制度も散見されることから、改善基準通達（6割の保障給）の厳格運用を徹底するとともに、ドライバーの安定した賃金制度モデルの構築に取り組まれたい。

あわせて、労働基準監督署に提出されている賃金規程には、具体的な賃金水準が記載されていない事業者も多いことから、問題のある賃金制度の改善に向け事業者を厳しく指導されたい。

また、歩合給制や出来高給制であっても、法定時間外労働や、深夜労働をした場合は、労働基準法37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）にもとづき割増賃金が支払わなければならない。

したがって、適正な労働時間管理がなされるよう事業者を指導されたい。

- (6) 改善基準通達（基発第93号）の以下の項目を告示化されたい。

- ① 累進歩合の禁止
- ② 手待ち時間は労働時間であること
- ③ 歩合給が採用されている場合には、労働時間に応じ、固定給とあわせて通常の賃金（時間外・休日手当を含む3カ月の平均賃金を総労働時間で除したものの）の6割以上の賃金が保障されるよう保障給を定めること

- (7) 厚生労働省では、国土交通省との連携強化や相互通報制度の拡充、タクシーにおける合同監査・監督の実施、さらには平成20年度からバス・トラック事業者にも合同監査を拡大することで、労働基準法・改善基準違反を端緒とした処分事業者の発生など一定程度の成果を上げていることは評価できる

が、いまだに違反事業者は後を絶たない実態にある。

したがって、行政監査の充実強化および適正化事業実施機関との連携を一層強化されたい。

2. 労働債務の不履行対策強化について

労働者保護の施策として、企業倒産や企業売却等において、労働債務の不履行の事態が発生しないよう所要の措置を講じられたい。

また、企業倒産による未払い賃金の認定確認制度の適切な運営を行われたい。

3. 社会保険制度に関する行政監督と罰則強化について

社会保険、厚生年金および労働保険等の社会保険制度の維持ならびに輸送秩序維持の観点からも、国土交通省との相互通報制度等も活用するなどして違法行為を積極的に取り締まり、悪質なものには罰則規定を適用されたい。

特に、社会保険未加入事業所を重点的に取り締まり、行政処分の適用を徹底されたい。なお、年金受給資格期間の10年への短縮は評価するが、厚生年金の加入逃れに対する保険料の追加徴収については、罰則強化の観点から過去10年までとされたい。

4. トラック輸送の取引環境・労働時間改善にむけた対策について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会は、各地域での具体的な長時間労働の実態をふまえた「各論」に踏み込み、根本的な改善をはかるために設置することとされており、労働組合としても労働環境改善の「最後のチャンス」と期待している。

については、以下の課題への対応を講じられたい。

- (1) 地域間での会議運営の温度差が指摘されていることから、開催内容の底上げをはかられたい。
- (2) 着荷主の事業場で長時間の手待ちや契約にない付帯作業を求められる場合、着荷主が発荷主の顧客であることから改善が望めないというケースも多く報告されている。
については、荷主側委員に、流通・物流商社をはじめとした着荷主を加えられたい。
- (3) 真夏の炎天下、業務上、車中にいなければならない状況にあるにも関わらず、荷主からアイドリングストップを求められるケースなど、法令遵守の取り組みの中でドライバーの労働環境が荷主から軽視されている事例も報告されている。各地域における現場実態を把握されたい。
- (4) 中継輸送は、ドライバーの労働環境の改善や労働時間の短縮に資するものであるが、運行状況の正確な把握が必要となる。昨年2月に国土交通省によ

り社会実験が開始された「ETC2.0車両運行管理支援サービス」は、リアルタイムの到着予想時間の予測が可能となるなど、中継輸送への活用も期待できる。

については、早期の実現に向けて支援策を検討されたい。

- (5) トラックドライバーの長時間労働が常態化する背景に、現在の賃金体系と水準では、長時間働かないと生活出来る収入が得られない実態があり、貨物自動車運送事業法案の審議の中で指摘された「トラック運輸の労働時間の短縮が、単純に賃金の低下に終わるということであってはならない」という懸念が現実となっている。

については、協議会として賃金の実態調査を行うとともに、長時間ありきの賃金水準を改善されたい。

5. 違法労働者出向・派遣への取り締まり強化

コスト削減を目的に子会社で採用して、即親会社へ派遣する雇用形態が横行している。これは、出向ならば職業安定法の禁ずる「労働者供給事業」派遣にあたり違法派遣である「専ら派遣」に該当するとともに、抵触日等の派遣規制も守られていない状況にあるなど問題が多い。

については、行政からの監査を強化されたい。

6. トラック免許取得講座の拡充について

運輸業界における人材不足が顕著となる中で、18歳からドライバーとして乗務可能とするための準中型免許が2017年6月までに新設されることとなった。

については、現在実施されている自動車運転免許取得に対する支援制度について、現行の中型・大型2種・大型トラック等の免許取得講座の一層の充実に加えて、新免許区分を対象とした講座の開設にむけて、教育訓練給付金やキャリア形成促進助成金制度の充実化に取り組まされたい。

7. 特定（産業別）最低賃金制度の制定に向けて

- (1) 安全確保を使命とする交通運輸産業においては、輸送秩序の確保、事業の公正競争確保の観点から、セイフティー・ネットとして基幹職種であるトラック運転者の特定（産業別）最低賃金制度が制定されるよう、事業者、各出先機関への指導および支援措置を講じられたい。

- (2) 貨物自動車運送事業法案の審議の中で、トラック運輸の労働時間の短縮が、単純に賃金の低下に終わるということであってはならない、と指摘されており、法の成立にあたっての参議院の附帯決議においても、産業別最低賃金制度の確立に努めることが盛り込まれた。

しかし、参入規制の緩和以降の過当競争の中で、低賃金・長時間労働の事

業者も増加し、総額賃金はもとより時間あたり賃金を見ても、全産業平均との差が拡大しており、法審議の中で懸念されていた事態が現実となっている。

したがって、特定（産業別）最低賃金の新設は、労使のイニシアチブで決定するとしても、審議の前提となる公正競争ケースの申し出の要件の判断に際しては、そのハードルも含めて、行政として最大限の支援策を講じられたい。

8. 障害者が「働く」ことを積極的に支援する企業の評価・認定制度の創設について

障害者の雇用については、その促進に向けて障害者雇用促進法で法定雇用率等の制度が定められている。

一方で、個々の障害者の状況は様々であり、企業への雇用よりも障害者施設で「働く」形が馴染みやすいケースも多くある。「福祉から雇用」への取り組みとしての法定雇用率制度は重要であるが、障害者施設への支援の取り組みも同じく重要である。

したがって、法定を上回る障害者雇用や、障害者就労施設等に積極的な発注や物品の購入を行うなど、障害者が「働く」ことに対する企業の支援をより大きな枠で評価し、認定する制度を創設されたい。

以上

2016年6月 14日
全大阪労働組合総連合(大阪府連)
議長 川辺 和宏

最低賃金の時間額1400円以上への引き上げと 全国一律最低賃金の法制化を求める要請書

非正規労働者が2000万人を超え、働いても生活できないワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下の労働者が9年連続で1000万人を超えています。厚生労働省の「2014年国民生活基礎調査」では、相対的貧困率は16.1%国民の6人に1人、ひとり親世帯の相対的貧困率54.6%、子どもの貧困率16.3%日本の子どもの6人に1人が貧困状態に陥っています。

このような事態を開いていくためには、国がリーダーシップを発揮し、緊急の施策が求められています。先進諸国では、全国一律で時給1,000円～1,300円、月額20万円が一般的となっており、アメリカでは「貧困と格差をなくすために、直近の最も直接的な手段は最低賃金を上げること」と政府が認め、さらに州法による最低賃金の引き上げも相次いでいます。

昨年、大阪の最低賃金は858円になりましたが、1日8時間週40時間働いても月額137,280円、年収1,647,360円では暮らしていきません。低賃金の労働が広がり、賃金水準が全体として下げられていく流れは、私たちの暮らしと国民経済、企業のためにも正さなければなりません。

最低賃金の抜本的引き上げは消費、内需を拡大する最も効果的な景気対策です。格差と貧困をなくし、大阪の景気を回復・循環させていくためには、中小企業支援策の拡充を行いながら、最低賃金を大幅に引き上げることが求められています。つきましては、下記事項の実現を要請致します。

要請事項

1. 最低賃金については、次のように改善すること。
 - ・大阪府最低賃金を、時間額1,400円以上、日額11,200円以上、月額20万円以上に引き上げること。
2. 全国すべての労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障すること。
 - ① 当面、時間額1000円以上、日額8000円以上、月額17万円以上とすること。
 - ② この金額を年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム(国民生活の最低保障)の基軸とすること。
3. 最低賃金審議会専門部会のすべてを公開し、民主性・公開性を貫くこと。
 - ① 審議会、専門部会の委員選任については、公正・民主的に任命すること。
 - ② 最低賃金審議会専門部会の傍聴を認め、議事録を公開すること。
 - ③ 生計費原則に基づく最低賃金額を決定すること。
 - ④ 最低賃金審議会での意見陳述時間を10分に延長すること、また最低賃金法や労働基準法の適用除外を訴える団体からの意見陳述は、金額改正の審議を行う場という趣旨から外れているため控えること。
4. 最低賃金法を改正すること。
 - ① 全国・全産業一律の最低賃金制を確立すること。
 - ② 最低賃金の日額、月額設定を復活させること。
5. 最低賃金にかかわる監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。
6. 次期の最低賃金審議会委員の任命についても、立候補者の面談を継続し、公正任命を行うこと。



以上

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（858 円/時）の大幅引き上げを！
全国一律^{時間額}1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣 殿
 厚生労働大臣 殿
 中央最低賃金審議会 会長 殿
 大阪最低賃金審議会 会長 殿
 大阪労働局 局長 殿

2016年 月 日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割以上が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で907円、鳥取、高知、宮崎、沖縄では693円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は214円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から14.4兆円積み増しし、株主配当は12.1兆円と過去最高になっています。一方、消費増税の影響で物価は大幅に上昇し、労働者の実質賃金は厚生労働省毎月勤労統計調査10月確報でもわずか0.4%の上り幅に抑えられ、低迷が続いています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

ついては2016年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、大阪においては1,400円以上に引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請け単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2016年 3 月 22 日

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東2-2-17

住所

JMITU大阪地方本部
 (日本金属製造情報通信労働組合)
 執行委員長 難波信章

団体・代表者名

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。



震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（858円/時）の大幅引き上げを！
全国一律^{時間額}1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿
中央最低賃金審議会会長殿
大阪最低賃金審議会会長殿
大阪労働局局長殿

2016年 月 日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割以上が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で907円、鳥取、高知、宮崎、沖縄では693円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は214円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から14.4兆円積み増しし、株主配当は12.1兆円と過去最高になっています。一方、消費増税の影響で物価は大幅に上昇し、労働者の実質賃金は厚生労働省毎月勤労統計調査10月確報でも0.4%の上り幅に抑えられ、低迷が続いています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2016年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、大阪においては1,400円以上に引き上げる
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

氏名	住所
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]



[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

2016年6月1日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 様



団体名：日本労働組合総連合会
大阪府連合会
代表者名：会長 田嶋 弦 様

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

[要請内容]

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ990円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るおそれのある業種については、2014年から実施した当該産業の労使を選出した専門部会方式で「改正の必要性審議」を行うこと。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

[理 由]

関西・大阪の経済、雇用情勢は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響から一部弱い動きが見られるものの、緩やかに回復している。一方で国内全体では、2015年の物価変動を考慮した実質賃金指数は、4年連続でマイナスとなり、企業業績が賃上げにつながる経済の好循環は十分な広がりを見せていない。また、非正規労働者数（平成27年10-12月：労働力調査）は、2015万人と前年同期に比べ12万人増加し、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケートでも非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の問題は、再々指摘されている。さらに日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、経済の好循環に向けては、消費性向の高い低所得者層の処遇改善が急務であり、それが景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものであり、3年連続での賃上げによる賃金上昇や生計費を考慮し、さらなる均等待遇の法制化で全体の底上げをはかるべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。

私たち連合大阪は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

以 上

2016年6月2日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 様



団体名：UAEF（大阪府支部）

代表者名：支部長 松本昌三

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

[要請内容]

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイズ990円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

[理 由]

関西・大阪の経済、雇用情勢は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響から一部弱い動きが見られるものの、緩やかに回復している。一方で国内全体では、2015年の物価変動を考慮した実質賃金指数は、4年連続でマイナスとなり、企業業績が賃上げにつながる経済の好循環は十分な広がりを見せていない。また、非正規労働者数（平成27年10-12月：労働力調査）は、2015万人と前年同期に比べ12万人増加し、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケートでも非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の問題は、再々指摘されている。さらに日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、経済

の好循環に向けては、消費性向の高い低所得者層の処遇改善が急務であり、それが景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものであり、3年連続の賃上げによる賃金上昇や生計費を考慮し、さらなる均等待遇の法制化で全体の底上げをはかるべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。

私たちUAゼンセン大阪府支部は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

以上



大労発基 0705 第 1 号
平成 28 年 7 月 5 日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 富 田 安 信 殿

大 阪 労 働 局 長
苧 谷 秀 信

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和 56 年大阪労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。



大労発基 0705 第 2 号
平成 28 年 7 月 5 日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 富 田 安 信 殿

大 阪 労 働 局 長
苧 谷 秀 信

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）（以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金